

平成30年10月24日(水)

地域づくりワークショップ(郡山市)

提案募集方式、提案の作り方

～地方の声で国の制度を変える提案募集方式～



内閣府 地方分権改革推進室

参事官補佐 舘澤清城

郡山市でのH30年住民参加型ワークショップ (H30. 6. 29)

- 郡山市では、H29年に続き、H30年も住民参加型ワークショップを開催。
- 郡山市民だけではなく、郡山市周辺の連携中枢都市圏の自治体職員、住民、大学、NPO等が参加し、郡山市圏域の地域課題や日頃から感じている支障と解決方法等について活発な意見交換を実施。
- 今回のWSで議論された支障事例の解消に向け、自治体職員で更なる検討を進め、今年秋ごろに予定している第2回WSで発表予定。

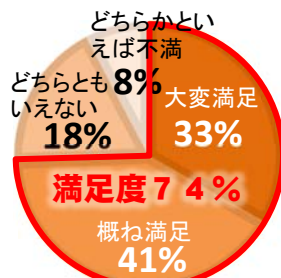
ワークショップ概要

- ◆日時：平成30年6月29日 13:30～16:30
 - ◆場所：郡山市総合福祉センター5階集会室
 - ◆参加者：約50名（住民、大学、NPO、自治体職員等）
 - ◆講師：内閣府 参事官補佐 舘澤清城
調査員 無藤一貴
- ※事務局：郡山市政策開発課



参加者の主な声・アンケート

- ◆住民の声が内閣府に届くと思っていなかった。こういう場所で意見を出していくことが大事だと思った
- ◆法で決まっているから出来ないのではなく、提案で変えることが重要と思った
- ◆より積極的な市民参加が大事だと感じた
- ◆市民の声を聴く良い機会になった



アンケート結果：セミナー満足度



ワークショップの状況

1. 地方分権改革の考え方(復習)

2

「地方分権改革」は地域課題を解決する地方創生のツール

地方分権とは

地方分権改革の推進は、地域が自らの発想と創意工夫により課題解決を図るための基盤となるものであり、**地方創生において極めて重要なテーマ**である。
(まち・ひと・しごと創生総合戦略(2016改訂版)(平成28年12月22日閣議決定)(抄))

改革の手法

現場の声や日常の業務を通じ、各自治体が、国が行う事務・権限や、全国一律に定める基準等について、地域の課題として発掘。たとえば、

- ①地域の实情に合わなくなった(例:過疎化)
- ②新たな取組を行う上での支障となっている(例:企業誘致)



地方の声で国の制度が変わる「**提案募集方式**」(H26~)を活用し、各自治体から制度改正等に関する提案により、**地域の課題の解決する手法**。

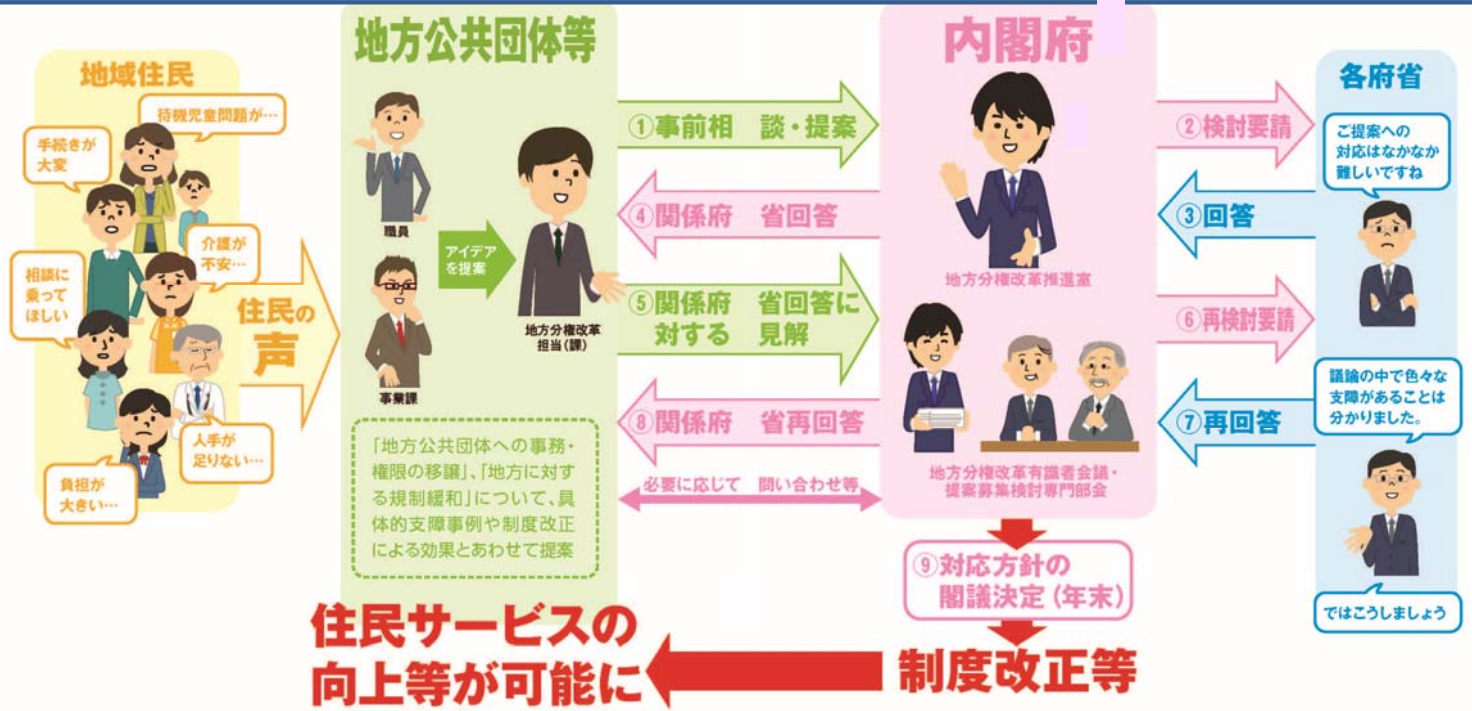
その結果

住民サービスの向上

不要な手続・コスト
の効率化

3

提案募集方式の流れ



提案募集方式の主体

- ①都道府県及び市町村(特別区含む)
- ②一部事務組合及び広域連合
- ③全国的連合組織
- ④地方公共団体を構成員とする組織

提案募集の対象

- ①地方公共団体への事務・権限の移譲
- ②地方に対する規制緩和(義務付け・枠付け及び必置規制の見直し) ※例えば、「●●の事務を行う場合は、××の方法で行わなければならない」とする規定の見直し

提案募集方式の4つの特徴

★特徴1 地方に代わって内閣府が各省庁と折衝

地方からの提案は内閣府が責任をもって各省庁と折衝します！

★特徴2 提案実現率が高い

平成29年は、各省庁と折衝した案件のうち、89.9%を
実現・対応しました！

★特徴3 提案内容のご相談は1年中受け付けています

担当者案の段階から、提案内容を内閣府に簡易相談できます！

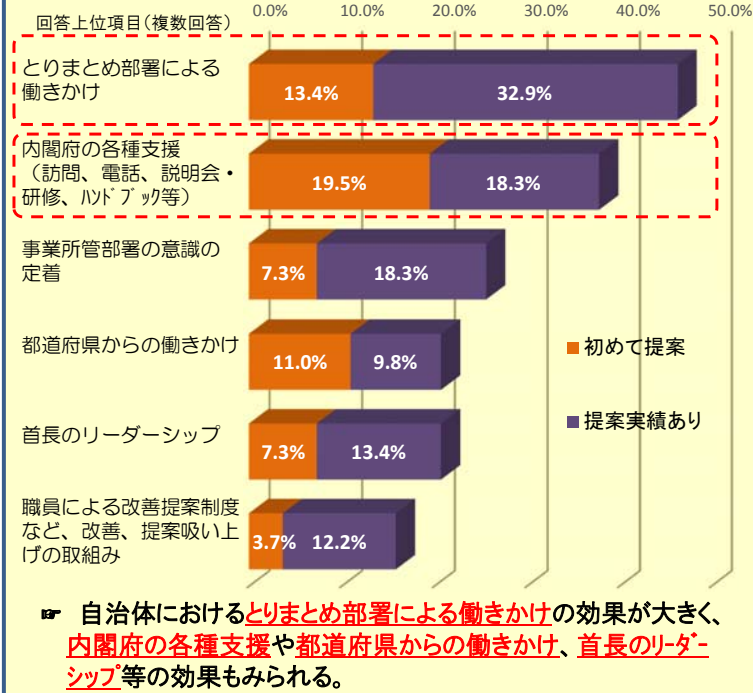
★特徴4 提案作成までを内閣府で手厚く支援

内閣府が全国行脚し、自治体職員研修やワークショップを通じ、
提案作成のノウハウなどをお伝えします！

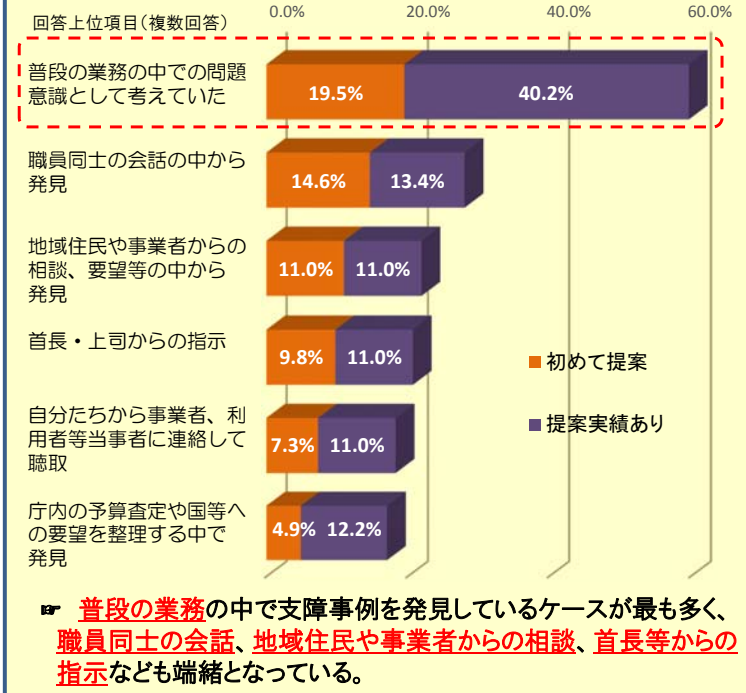
とりまとめ部署の役割や普段の問題意識が提案に重要な要素

○ 提案に至った市区町村が、事前相談に至ったきっかけや支障事例の把握に関する取組について調査したところ、とりまとめ部署の働きかけや、普段の業務の中での問題意識を挙げる回答が多くみられ、日頃から課題発見を意識して組織的に取り組むことの重要性が伺われる。また、内閣府の各種支援を挙げる回答も多かった。

問1 どのような取組が事前相談の提出に結びついたと考えられるか



問2 支障事例をどのようにして発見したか



資料:内閣府地方分権改革推進室調べ

注1:事前相談があった市区町村に対し、平成30年5月～6月実施。対象128市区町村、回答119市区町村(93.0%)。上記は、うち提案に至った82市区町村の回答を集計したものである

注2:問1の項目中、「内閣府の各種支援」については、訪問・電話、説明会・研修、ハンドブック・データベース等の個々の支援を挙げた回答について、重複しないよう、ひとまとめに整理したものである。

6

2. 他自治体・団体での提案募集方式の活用

7

愛媛大学で地方創生等を学ぶ学生への地方分権改革セミナー

- 愛媛大学の学生等を対象に、愛媛県庁・愛媛大学・内閣府が連携し、地方分権改革と提案募集方式を学ぶセミナーを開催。
- 学生が、自治体での実地演習に行った際、地域の課題解決を進めるうえで、提案募集方式を活用するアプローチを具体的に説明。
- 愛媛県内の空き家と地域交通に関する具体的な課題を元に、地方分権による解決方法を検討するワークショップを秋ごろに開催予定。

セミナー概要

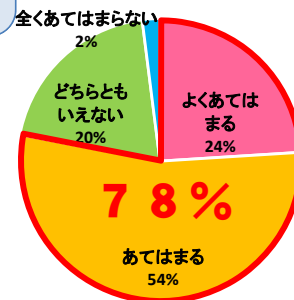
- ◆日時：平成30年6月25日（月）16:20～17:50
- ◆場所：愛媛大学城北キャンパス共通講義棟
- ◆参加者：約60名（愛媛大学社会共創学部、法文学部学生等）
- ◆講師：内閣府 参事官補佐 舘澤清城
調査員 吉田和弘
- ◆事務局：愛媛県行革分権課、愛媛大学社会共創学部



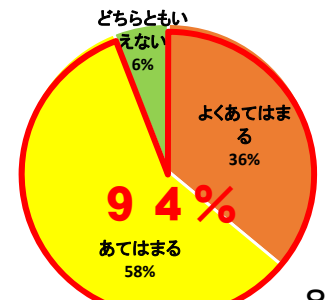
セミナーの状況

アンケート・学生の声

- 今回のセミナーで初めて知ることが多かった。また、こういったセミナーをやってほしい。
- 「地方分権」が何なのか、どういうものなのかが自分の中で明確にすることができた。



アンケート: セミナーに満足したか



アンケート: セミナーは有用だったか

8

地方分権改革×廃校サミット2018 廃校活用マッチングイベントのコラボ



- 廃校サミット2018の一環として、「**廃校活用マッチングイベント(主催：文科省)**」が8月8日に開催された。文科省等からの依頼を受け、地方分権改革推進室からは、提案募集方式に関する講演と、ブースでの個別相談会を実施した。
- 地方分権改革推進室のブースには**廃校を活用してビジネスをしたい民間企業や廃校を提供する市町村等100名以上が来場され、盛況を博した。**
- 今後も、他分野とのコラボを積極的に検討し、本当に現場で困っている支障事例の発掘と解決を図っていききたい。

開催概要

- ◆日時：平成30年8月8日（水）13:00～17:00
- ◆場所：文部科学省東館3階 講堂
- ◆参加者：約300名（民間企業、自治体職員等）
- ◆プログラム
 - ・冒頭講演：文科省施設助成課長 浅野敦行
内閣府地方分権改革推進室 参事官補佐 舘澤清城
 - ・第1部「まなぶ」廃校利用事例紹介
 - ・第2部「つなぐ」マッチング・個別相談会 ※



提案募集方式が、廃校活用の現場での支障解決にも可能性があることを説明

来場者の声

- ◆廃校活用ビジネスを具体的に進めていくと、様々な支障があるが、どこに相談してよいかもわからないので、**このように相談に乗ってもらえると大変助かる**
- ◆提案募集方式の活用が出来るか**自治体に相談してみたい**

※地方分権改革推進室が参加



地方分権改革推進室ブースでは、廃校ビジネスを行っている方から具体的な支障の解決に向けた個別相談

9

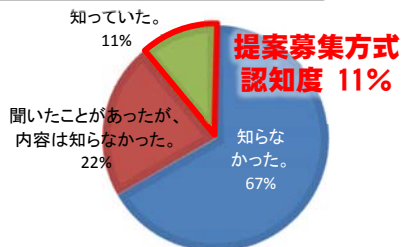
- 山形県最上総合支庁では、平成24年より人材育成と政策立案を目的に「最上地域政策研究所」を立ち上げ、県・管内市町村の若手職員による政策提案を実施している。
- 地方分権改革推進室は、提案募集方式の政策提案への活用を検討してもらうため、研究テーマである「高齢者支援対策」と「克雪対策」の観点でワークショップ(WS)を実施。
- WS参加者は、モチベーションも高く積極的な議論が行われた。また、今後の政策提案の中で、提案募集方式が有用であることを参加者が確認した。

ワークショップ概要

- ◆日時：平成30年8月29日(水) 10:00~12:00
- ◆場所：山形県最上総合支庁講堂
- ◆参加者：10名(県連携支援室・管内市町村職員)
- ◆講師：内閣府 参事官 萩原 英樹
参事官補佐 舘澤 清城



<参加者アンケート結果>



問: 提案募集方式を知っていたか



問: WSに満足したか



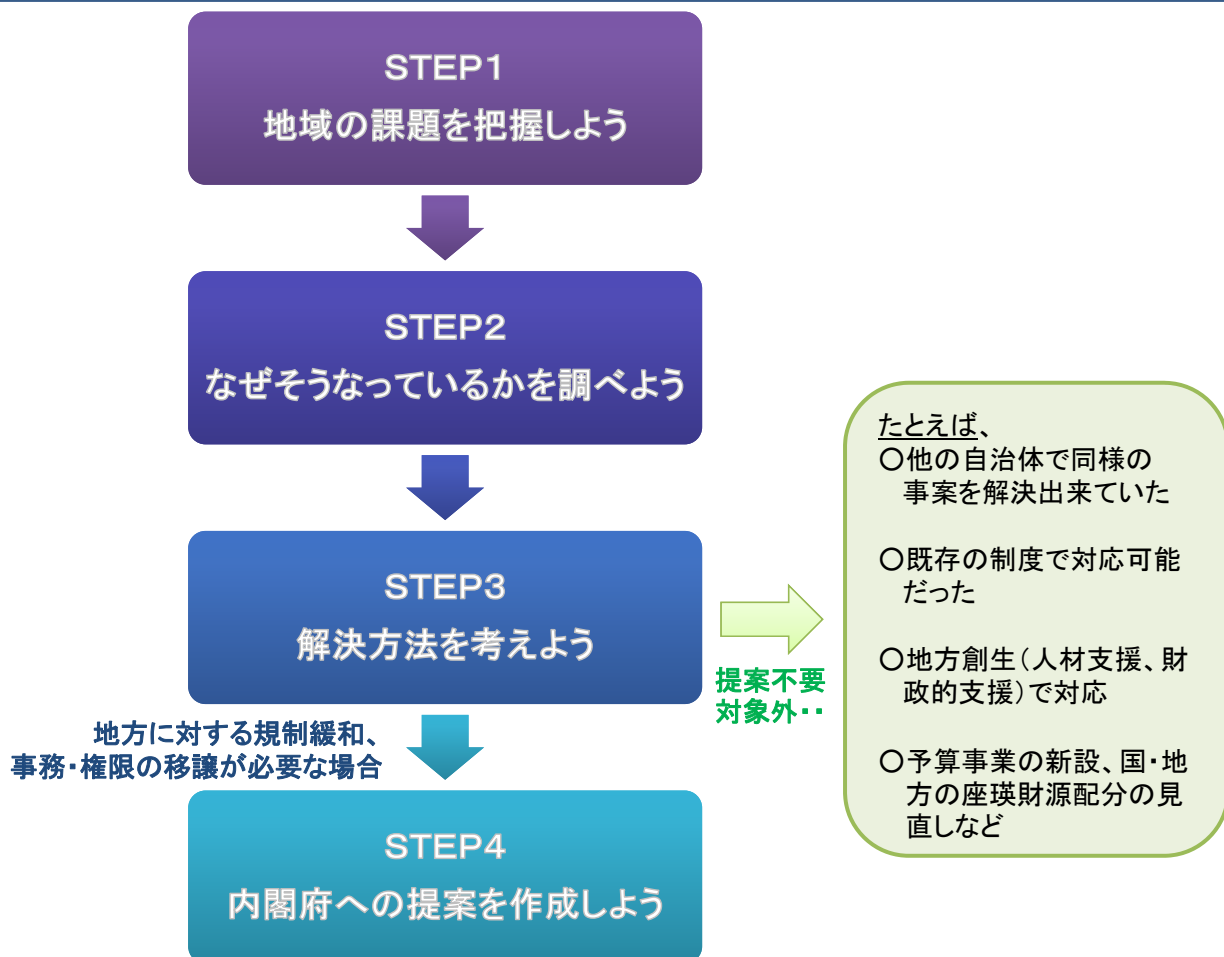
最上地域政策研究所のWSの状況

<主な意見>

- 提案募集方式は地方公務員として理解しておくべき仕組み
- 市町村等の提案により制度が変えられる事を初めて知った
- 今後の自分の業務、最上地域政策研究所のテーマ立案にも活用したい

3. 提案募集方式の考え方のフロー

提案募集方式活用のフロー



12

STEP1 地域の課題を把握しよう

【やること】

現場で実際に困っていること（支障事例）を探す

＜自治体の業務から探す＞

→自治体職員に、国の決めたルールや制度が
地域の実態に合わなかったり、手続きが煩雑であったり
して困っていることがないか聞いてみる

※次ページ「説得力のある支障事例にみられる主な類型」を参考

＜地域に探しに行く＞

→住民や企業に、ルールのせいで諦めてしまっていること
や、手続きが複雑で大変なことがないか聞いてみる

13

(参考) 説得力のある支障事例にみられる主な類型

今日の実情に合わない過度の規制や不合理な規制の廃止・合理化を求める場合

1. 国の基準が厳格すぎて、現場でやりたいことができない
2. 国の定めによって、不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている

全国一律基準の緩和を求める場合

3. 施設や設備等の基準が全国一律で地域の実情に合っていない
4. 職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない
5. 新制度・新技術等に対して、臨機応変な対応ができない
6. 地理・人口・産業構造等に応じた地域特性に応じたまちづくりができない

ルールの明確化を求める場合

7. 法令の解釈が曖昧
8. 通知・要綱レベルの事業実施方法が曖昧

事務の簡素化を求める場合

9. 書類・記入様式が多かったり煩雑、その他事務的負担があまりにも大きい
10. 国(都道府県)が判断するため、時間がかかり、迅速な対応ができない
11. そもそも国との協議が形骸化している

住民サービスの向上を求める場合

12. 類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっていて困る (市町村に一部権限が移っていないため、一体的な権限行使ができない)
13. 類似の事務やサービスに比べて、手間がかかる、不便である
14. 国(都道府県)が地域の実情に精通しておらず、困った事態が生じている

14

STEP2 なぜそうになっているかを調べよう

【やること】

STEP1で見つけた支障の原因となっている法令等を調べる(根拠法令の確認)

→ Webで検索して、根拠を調べてみる

(法律、政令、府省令、告示、通知、要綱、手引きなど)

法令はe-Gov法令検索、通知や要綱等は各府省のHPが便利

→ 自治体の担当職員に聞いてみる

※ どの法令のどの条文にどう書かれているか確認すること

例：空き家をシェアハウスに転用したいが、階段寸法の基準のせいで出来ない(H28提案)

→ 建築基準法施行令 第23条 第1項

階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法は、次の表によらなければならない。

STEP3 解決方法を考えよう

【やること】

どうすればその課題（支障）を解決できるのか話し合う

→改正の必要性や効果を整理しながら話し合う

※多くの場合、STEP2で原因を明確にした時点で解決方法が見えてくる

→既存の制度で対応可能ではないか、同一の課題に取り組んで解決した事例がないかWebで調べる、他の自治体職員に聞く。 →解決すれば終了

→別の制度などで解決できる方法がないか考える

（別の入り口から入ってみる） →解決すれば終了

→解決方法がまとまったら、自治体の担当職員にこの方法で解決出来るか確認する

★法律や制度面で地方に対する規制緩和や事務・権限の移譲が必要な場合はSTEP4へ

★予算事業の新設、国・地方の税財源配分の見直しなどにかかわる場合は対象外

16

STEP4 提案を作成する

【やること】

内閣府への提案を作成する ※自治体から提出

<事前の準備>

→提案の対象になるか確認する(単純な補助金案件等は対象外)

→提案募集方式データベースで過去に同様の提案がないか確認する

<作成・提出>

→求める措置、支障事例、改正の効果を可能な限り具体化する(次ページ参照)

※煮詰まった場合、目的を達成するために、別の切り口ではないかを考える

→様式を完成させ、自治体の担当者から内閣府地方分権改革推進室に提出する

★ポイント:提案に説得力を持たせる

→自治体職員に聞き、支障事例などの説明ぶり、説得力を補強する

→次のページの事項について、補強できないかを考える

17

(参考) 提案募集方式データベース

- 提案募集方式データベースでは、これまでに地方公共団体等から提出された個々の提案を網羅的に収集・整理することにより、それぞれの提案状況を簡易検索できるシステムを構築
- この取組により、自治体関係者が提案を検討する際に、速やかな情報検索等の面から支援

過去4年分の提案のデータベース化

【提案募集方式データベースで検索できる情報】

- 1 年度や分野別にこれまでの提案を検索することができます
- 2 1と合わせて、提案団体や所管・関係府省庁、法令別にも検索することができます
- 3 提案毎の調整結果（閣議決定における記載内容）を検索することができます

【3つの活用指針】

- 1 **アーカイブ**（記録装置）：
提案募集方式のこれまでの積み重ね、「歴史」を知る
- 2 **ユーティリティ**（公益性）：
どの立場、誰でも利便に使える
- 3 **ポテンシャル**（発展性）：
ユーザー自らが発展させる

（ご参考）提案募集方式データベースの一例

ファイルを開き、下図（例）の通りフィルター機能を活用することにより、提案に関する必要情報を簡単に引き出すことができます

(例) 年度	年度別管理番号	提案分野	提案団体の属性 (都道府県/市町村)	提案団体	所管・関係府省庁	提案区分	根拠法令等	提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等	【調整結果】 地方からの提案等に関する対応方針（閣議決定） 記載内容
27年	189	医療・福祉	中核市	宇都宮市	厚生労働省	A 権限移譲	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第51条の31、第51条の32、第51条の33	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	指定一般相談支援事業者の業務管理体制に係る届出の受理、催告・命令等の権限の都道府県(指定都市)から中核市への移譲を求めるもの	【支障事例】 指定一般相談支援事業者の指定に係る権限は、既に中核市に移譲されている。業務管理体制に係る届出の受理等の事務についても、本市で処理することは可能である中、当該権限が県にあることにより、包括的・一体的な管理ができない状況にある。 【必要性】 当該権限が中核市に移譲されることにより、事業者・自治体双方にとって、効率的・効果的な事務遂行が期待できる。	5【厚生労働省】 (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平17法123) 指定障害福祉サービス事業者、指定障害者支援施設の設置者及び指定一般相談支援事業者の業務管理体制の整備に関する事項の届出の受理等(51条の2から51条の4、51条の31から51条の33)に係る事務・権限については、平成27年度に実施された指定都市への移譲の状況を踏まえ、地方公共団体から意見聴取を行った上で、中核市に移譲する方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

18

(参考) 支障事例の記載例の具体化

従来の記載例(ハンドブック)

<全国一律の基準の緩和等について>

- ・施設や設備等の基準が全国一律で地域の実情に合っていない。
- ・職員・従事者の配置基準、資格要件が全国一律で地域の実情に合っていない。
- ・国の定めによって不合理な状況となったり、無駄な仕事を行っている。

具体化のイメージ

- ・施設や設備の基準が全国一律に決まっており、利用者の質や利用人数に応じた対応ができない。
- ・従業者が取得すべき資格が一律に決まっており、経験・知識のある地域の人材が活用できない。
- ・届出を受け付ける時期が法律で決まっており、急遽対応すべき案件に対応できない。
- ・申請の処理期間が一律に定められているが、時期・事情によって延長を認めてほしい。

<国の手続の簡素化について>

- ・国が判断するため時間がかかり、迅速な対応ができない。
- ・そもそも国との協議が形骸化している。

- ・許可を受けた計画等について、軽微な内容の変更でも再度国の許可が必要であり、迅速な対応ができない。
- ・国の許可を得るために時間がかかり、先の見通しが立たないことから、連携する民間事業者を確保できない。
- ・手続として国との協議を行っているが、国から反対意見等が出されたことがなく、形骸化した手続が負担となっている。

<事務・権限の移譲について>

- ・類似の事務・権限が、県と市町村で別々になっている。

- ・事業者の監督・指導を国が、許可の受付を都道府県がそれぞれ行っており、実態を知る都道府県が一体的に指導を行った方が効率的。
- ・類似の事業の許可権限が都道府県と市区町村で分かれており、事業者の一体的な管理ができず、事業者から見ても申請先がわかりづらい。

19